

定額給付金

子育て応援  
特別手当

「申請受付」が始まりました

■申請受付時期は平成21年2月27日から平成21年8月27日まで

積丹町では平成21年1月27日に国会において成立した国の平成20年度第2次補正予算に関連する事業を実施するため、平成21年2月23日、第1回積丹町議会臨時会において「定額給付金給付事業」、「子育て応援特別手当支給事業」の予算措置が可決となりました。現在国会審議における財源確保のため関連法案の早期成立が待たれている状況ではありますが、積丹町といたしましては、関連法案成立後、給付開始が実施できるように準備作業を進め、2月24日、町民の皆様にも「申請書」を送付いたしました。

## 定額給付金臨時窓口を開設します

【臨時申請窓口日程】

月日(曜日)	受付会場	受付時間
2月27日(金)	・積丹町総合文化センター 1階ロビー	9:30
28日(土)		}
3月1日(日)		17:00
3月2日(月)	・幌武意寿の家 ・来岸会館 ・婦美会館 ・余別支所	9:00
		}
		11:30
	・日司生活改善センター ・神岬会館 ・丸山会館 ・入舸支所	13:30
		}
		16:00
3月3日(火)	・野塚克雪管理センター	9:00~ 11:30

## 定額給付金

### ● 目的

「定額給付金事業」は、景気後退下での生活者の不安に対処するため、家計への緊急支援とともに、地域での消費を増やし、景気を下支えする経済効果を有する事業として、国において平成20年度第2次補正予算案に盛り込まれた事業です。

### ● 給付対象者

平成21年2月1日現在(基準日)において、次の要件のいずれかに該当する方。

- ①積丹町の住民基本台帳に記録されている方。
- ②基準日以前に住民票を消除され、基準日時点において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民票にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて積丹町の住民基本台帳に記録されることになった方。
- ③積丹町の外国人登録原票に登録されている方。

### ● 申請手続き及び給付金を受給できる方

世帯主が代表して世帯全員の分を申請し給付金を受給できます。(外国人については本人)

※都合により世帯主が申請書を窓口に出すことができない方は代理人の方が申請できます。

### ● 給付額

給付額	1人につき12,000円
	65歳以上と18歳以下の方は一人あたり20,000円

### ● 給付の方法

原則、口座振込とします。

※特例として、金融機関に口座をお持ちでない方は現金で支給しますが、申請当日の支給はできません。

### ● 申請窓口【平成21年2月27日(金)～平成21年8月27日(木)】

申請場所：役場福祉課、入舸支所、余別支所(午前8時30分から午後5時まで)

積丹町総合文化センター1階管理人室(午後5時から午後9時まで)

※土日、祝祭日は申請の受付はできません。

【お問い合わせ 積丹町役場 企画課 電話(44)2111】

### 申請に必要なもの

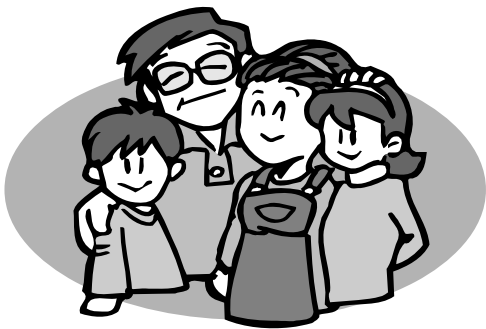
- ・送付された申請書
- ・印鑑
- ・通帳
- ※ゆうちょ銀行(郵便局)への振込みもできます
- ・健康保険証、運転免許証など(窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます)

# 子育て応援特別手当

定額給付金の給付をよそおった  
振り込め詐欺 や 個人情報の詐取  
にご注意ください。

- ◆積丹町や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。
- ◆積丹町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めるとは絶対にありません。

ご自宅や職場などに積丹町や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、今回送付いたしました申請書以外の郵便が届いたら、迷わず、積丹町や最寄りの警察署（または警察相談（電話#9110））にご連絡ください。



## ●目的

「子育て応援特別手当」は、現下の厳しい経済情勢における多子世帯の子育て負担に配慮するため厚生労働省が平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3万6千円を支給する事業です。

## ●給付対象となる子

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども）であって、第2子以降の子どもが対象になります。

## ●支給対象者

「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主  
※都合により世帯主が申請書を窓口提出できない方は代理人の方が申請できます。

## ●給付額

給付額	生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもで、第2子以降 1人につき36,000円
-----	--

## ●給付の方法

原則、口座振込とします。

※特例として、金融機関に口座をお持ちでない方は現金で支給しますが、申請当日の支給はできません。

## ●申請窓口【平成21年2月27日(金)～平成21年8月27日(木)】

申請場所：役場福祉課、入舸支所、余別支所  
午前8時30分から午後5時まで  
※土日、祝祭日は申請の受付はできません。

〔お問い合わせ 積丹町役場 住民福祉課 電話(44)2111〕

## ■高齢者世帯へバスカードを助成します■

町では、国の第2次補正予算で交付される「地域活性化・生活臨時交付金」を財源として、地域唯一の公共機関であるバスの利用者の増加による公共交通の活性化と、バスを利用される高齢者世帯への緊急支援を目的としてバスカードを交付・助成します。

### ◆臨時申請窓口を

開設します◆

各地区の会館で「臨時申請窓口」を平成21年2月27日(金)から3月3日(火)までの5日間、開設します。「定額給付金」「子育て支援特別手当」と同時の実施になります。

## <高齢者世帯バスカード交付・助成について>

助成内容 対象世帯	◆1世帯へバスカード1枚(額面11,500円)の助成 ◆平成21年2月1日現在、住民基本台帳に登録があり、65歳以上の方のみで構成され、他の世帯と同居していない世帯。ただし次の世帯は対象外の世帯になります。(所得制限はありません) ①世帯員全員が社会福祉施設等へ入所している世帯 ②世帯全員が長期入院している世帯 ③生活保護法に基づく保護受給世帯
申請方法	◆「積丹町地域公共交通活性化対策事業助成申請書」を提出してください。 ◆申請書には印鑑が必要です。
申請期間	◆平成21年2月27日から平成21年4月30日まで (臨時申請窓口を開設します。「定額給付金申請受付」と同時の実施です)
申請場所	◆役場住民福祉課、入舸支所、余別支所 午前8時30分から午後5時まで ※土日・祝祭日は申請を受付できません
使用方法 など	◆バスカード発行会社(北海道中央バス株式会社)が定める使用方法 ◆次に該当した場合は、町長はバスカードの返還を求めます。 ①虚偽の申請により交付を受けたとき ②バスカードを他に譲渡したとき ③その他バスカードを不正に使用したとき

〔お問い合わせ 積丹町役場 企画課 電話(44)2111〕